

長野県森林づくりアクションプラン

～ 「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし」の
実現に向けた実行計画 ～

計画期間：平成23年度から平成32年度まで(10年間)

平成23年7月策定

長野県林務部

森林づくりアクションプラン策定の目的及び基本的な考え方

1 目的と位置付け

「森林づくりアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」は、健全な森林の育成と林業・木材産業等の振興に関し、長野県が取り組んでいく具体的な施策と目標を明らかにしたもので、「長野県ふるさとの森林づくり条例」（平成16年条例第40号）第9条第1項に規定する「森林づくり指針」（以下「指針」という。）に掲げる施策及び目標等のうち、今後10年間で特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画として位置付けているものです。

なお、県民の皆様には、具体的な施策等の展開を通じ、森林を活かすこと、森林に生かされることに主体的に関わっていただくことを期待し、私たちの豊かな暮らしを創造していくことを目指していきます。

2 策定の背景と理由

平成17年に策定したアクションプランでは、保育間伐等の森林整備に重点を置いて施策等を展開した結果、森林整備に対する県民意識が高まり、森林資源も着実に充実しつつある中で、これからは森林資源を循環的に利活用していく地域社会を構築するために林業・木材産業を再生していくことが課題となってきました。

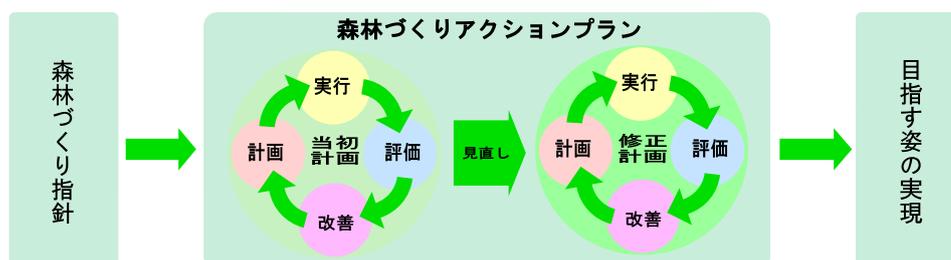
一方、これまでの想定を超える豪雨災害や地震の発生や国際的な木材需給動態の激変による林業・木材産業等への影響、野生鳥獣による農林業被害等の深刻化といった課題に、早急に取り組むことが求められています。

また、平成23年度に改定された国の「森林・林業基本計画」に関して、県としての確に対応していくことが必要となっています。

このような情勢を背景に現行の指針を見直す必要が生じたため、本県の森林・林業・木材産業の現状を再検証し、継続すべき施策や新たな課題の抽出を行い、平成22年に指針を改定し、これを受けて新たなアクションプランを策定しました。

3 進捗管理及び計画等の見直し

このアクションプランでは、社会情勢の変化等に適応し、実効性の高い計画としていくため、毎年度の実施状況の評価・検証を「長野県の森林・林業の動向（森林・林業白書）」を通じて行うとともに、必要に応じて期間内に見直しを行います。



4 策定にあたっての基本的な考え方

平成17年に策定したアクションプランでは、喫緊の課題となっていた保育間伐をはじめとする森林整備に重点を置いて施策を講じてきました。

今後10年間は、指針に掲げる3つの基本方針に基づき、これまでの取組により充実しつつある森林資源を利活用し、林業・木材産業等を再生していくことに重点を置いて取り組むとともに、災害に強い森林づくりに向けた森林整備や喫緊の課題となっている野生鳥獣被害対策等に関し、以下の観点で施策を展開していきます。

みんなの暮らしを守る森林づくり

地域社会の生活基盤となる森林の「質」や「価値」を向上させ、森林の持つ様々な機能をより高度に発揮させるため、実効性のある森林計画制度の確立を目指すとともに、これまでに培った災害対策を基盤としつつ、森林の多面的機能を高度に発揮させるための計画的な間伐の推進や適切な主伐・更新施業の促進、公益性の観点からの森林所有者の負担軽減、災害防止のための森林整備等に取り組んでいきます。

木を活かした力強い産業づくり

林業・木材産業を再生し、長野県産の木材(以下「県産材」という。)の利用を促進していくことは、森林資源の利活用による循環型社会の形成をはじめ、県民生活の安全・安心の確保に向けた豊かな住環境の創造や地球温暖化の防止等にも貢献するとともに、地域産業の振興による雇用の創出等に寄与するものであることから、地域における搬出間伐の効率化のための団地化・集約化及び林内路網の整備等を行うとともに、担い手の確保を進めていきます。

また、県産材製品を木造住宅や公共建築物等へ安定的に供給していくための加工流通体制を整備するとともに、様々な分野での県産材の需要を確保・拡大していくための取組を推進していきます。

森林を支える豊かな地域づくり

森林所有者の高齢化等による後継者不足等に対応するため、地域主体の持続的な森林経営をめざした管理体制の明確化等を行うとともに、きのこ・薪・炭等の特用林産物の生産や観光・医療・教育・生物多様性等の多面的な利用を推進するとともに、企業等との連携を促進していきます。

さらに、地域の農林業に深刻な被害を及ぼし、自然環境等への影響も甚大となっている野生鳥獣に関しては、集落ぐるみでの防除対策や捕獲者の育成等に取り組むとともに、ニホンジカ等の個体数調整を積極的に行っていきます。

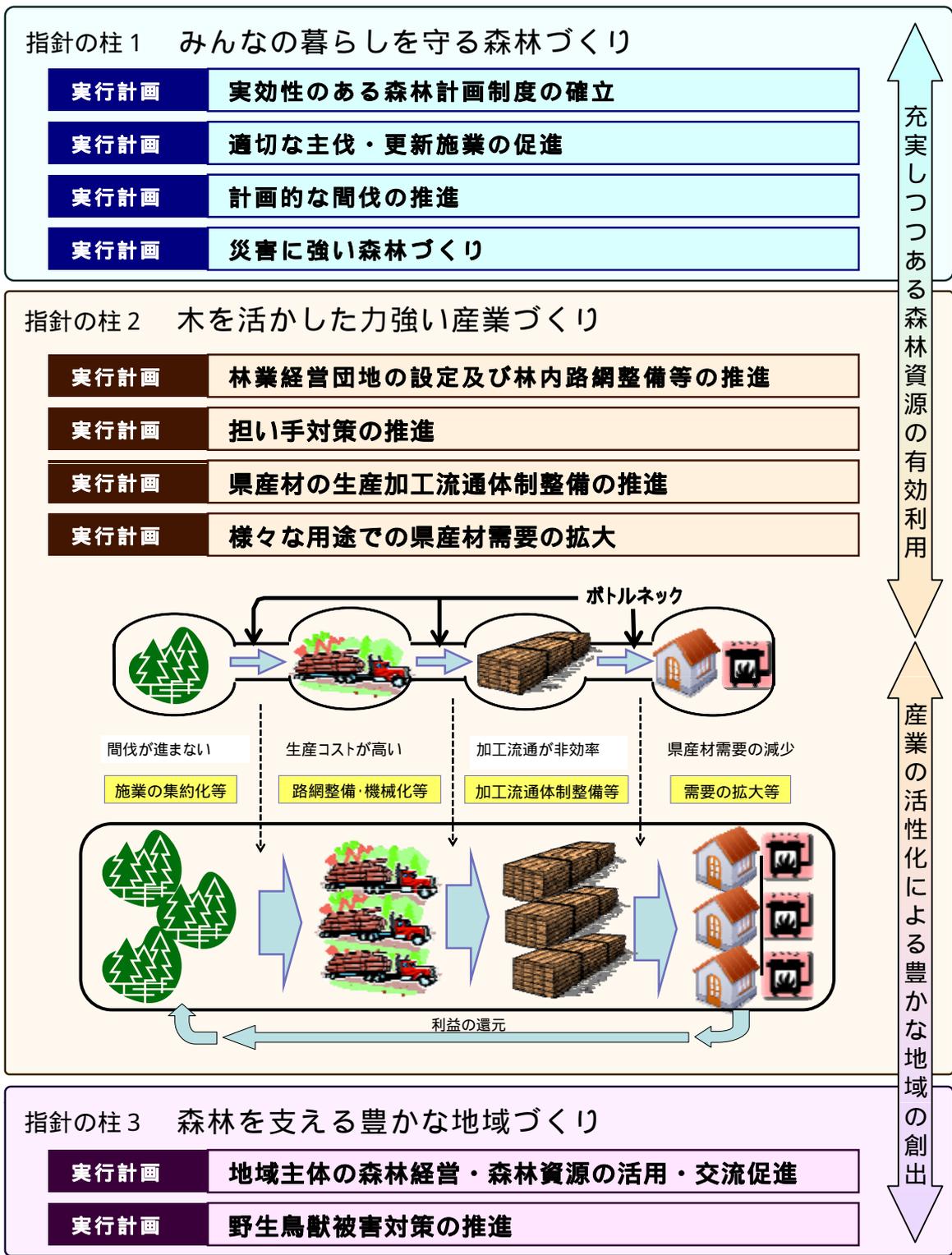
なお、今回のアクションプランでは、可能な限り、当面5年間の単年度毎の目標を設定し、指針に掲げる目指す姿の実現に向け、進捗管理を行っていきます。

森林づくりアクションプランの概要

「森林づくり指針」に掲げる3つの柱に基づき、今後10年間で、特に重点的に取り組む10項目の実行計画を推進します。

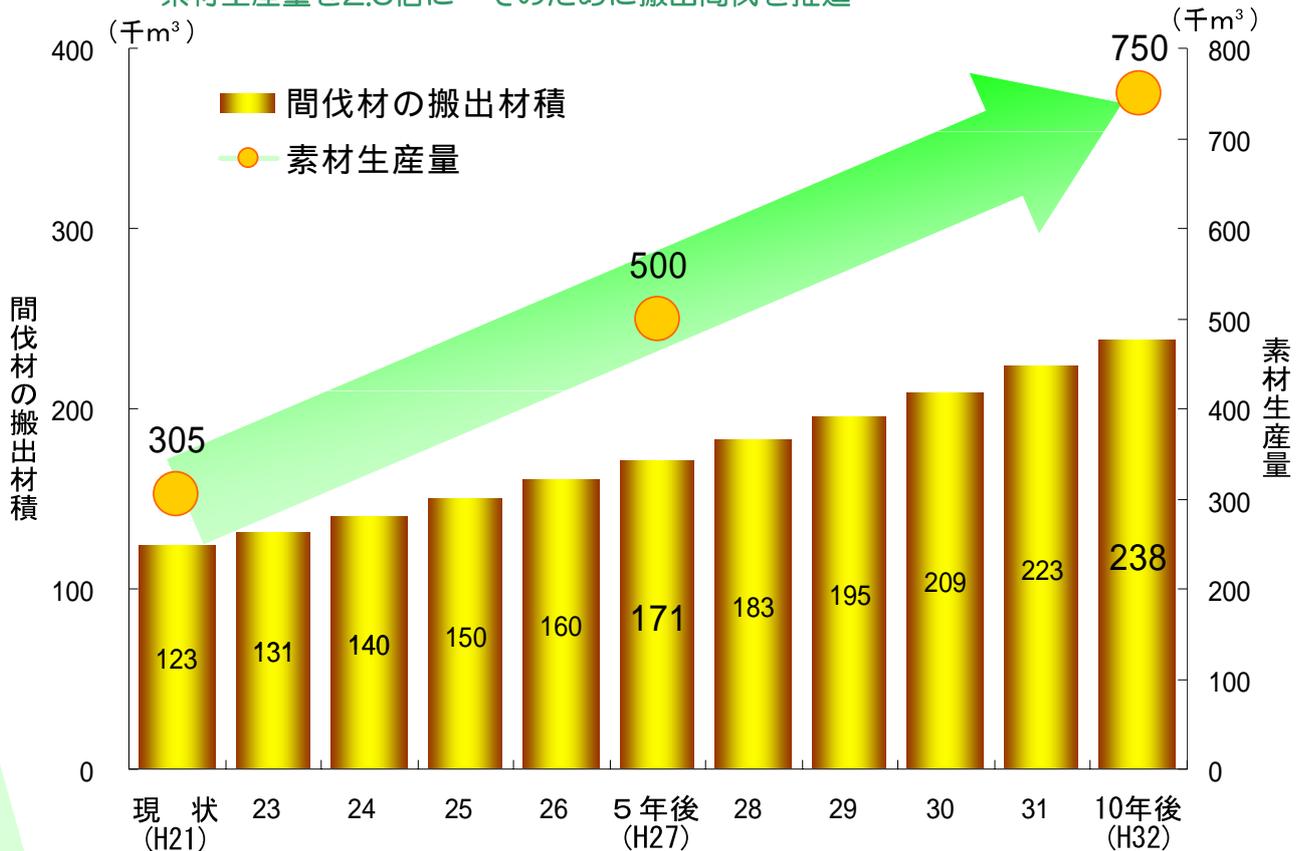
とりわけ、これまでの間伐等の取組により充実しつつある森林資源を利活用していくため、「木を活かした力強い産業づくり」に力点を置き、「素材生産量の増大に向けた搬出間伐の推進」に取り組んでいきます。

アクションプランの構成



「木を活かした力強い産業づくり」に向けた目標

～ 素材生産量を2.5倍に そのために搬出間伐を推進 ～



(注) 間伐材の搬出材積の現状 (H21) 値は、H17～H21の実績値の平均値である。

森林づくりアクションプランの実現のイメージ

みんなの暮らしを守る森林づくり

適切な木材生産による森林資源の
循環利用・持続的な森林経営

地域の实情に応じた計画の
実行による健全な森林の育成

間伐材の搬出量の増大による
安定的な木材供給・林業の再生

災害に強い森林づくりの
推進による県土の保全

集約化・路網整備・機械化に
よる低コスト林業の確立

災害を未然に防止するための取組による
県民生活の安全・安心の確保

担い手の確保による産業基盤の
強化・持続的な林業経営

野生鳥獣との共生の実現による農林業経営意欲の
回復・獣肉の活用による新たな地域産業の創出

木を活かした力強い産業づくり

県産材生産加工流通体制の整備に
よる木材需要への的確な対応

民間資本を活用した森林づくりによる
地域の活性化・交流促進

木造建築物をはじめとする様々な分野での
県産材利用による豊かな県民生活の実現

森林を支える豊かな地域づくり

特用林産物の生産振興による
県民主体の魅力ある地域づくり

木質バイオマスの利用による
地球温暖化防止への貢献

森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし

実行計画

目標 1 みんなの暮らしを守る森林づくり
～ 最も重視される機能に応じた森林の「質」・「価値」の向上 ～

実行計画

実効性のある森林計画制度の確立

地域特性を考慮した実効性のある地域森林計画を樹立するとともに、真に地域の森林づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画及び木材生産等の具体的な取組を推進していくための森林経営計画の策定を促進します。

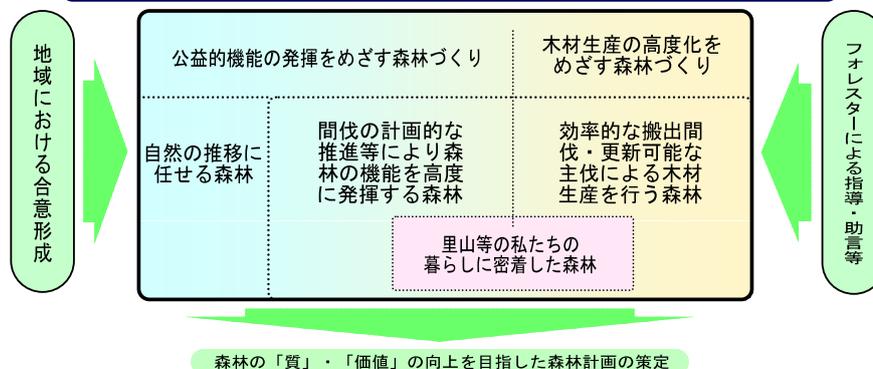
新たな森林計画の樹立等（平成23年度）

- ・ 国の全国森林計画の変更を受け、全ての計画区において、地域森林計画を樹立・変更、併せて市町村森林整備計画の策定を支援
- ・ 新たな地域森林計画で適切な森林区分による整備方針を明確化
- ・ 伐採面積の上限設定や皆伐後の更新義務等のルールを厳格化

准フォレスターの養成等（平成23年度～平成27年度）

- ・ 市町村森林整備計画の策定を支援するフォレスターの配置に向け、准フォレスターの研修に参加、平成27年度までに養成
 - ・ 平成25年度から国の制度に基づき、フォレスターの認定を随時取得
- 森林経営計画の策定支援（平成23年度～）
- ・ 各現地機関において、林業事業者等に対し、計画策定を支援

森林の特性及び地域の特性に応じた森林づくりに向けた実効性のある森林計画制度



実行計画

適切な主伐・更新施業の促進

木材生産の高度化をめざす森林では、持続的な森林経営を可能とする適切な主伐・更新施業を促進し、そのための調査・研究・技術開発を行います。

主伐・更新施業の手引書の作成・公表

- ・ 平成23年度に主伐事例の調査・研究を実施し、施業技術等に関する項目を検討し、平成24年度に作成・公表

主伐・更新施業のモデル事業等の実施（平成23年度～平成27年度）

- ・ 県有林等において、低コスト更新技術の開発、林業用苗木の安定供給体制の確立及び植林木に対する獣害防除技術を検討

10年間で、累計18万4千haの間伐を実施するとともに、地域資源の活用を向上させるため、10年後に23万8千 m^3 の間伐材を搬出・利用します。

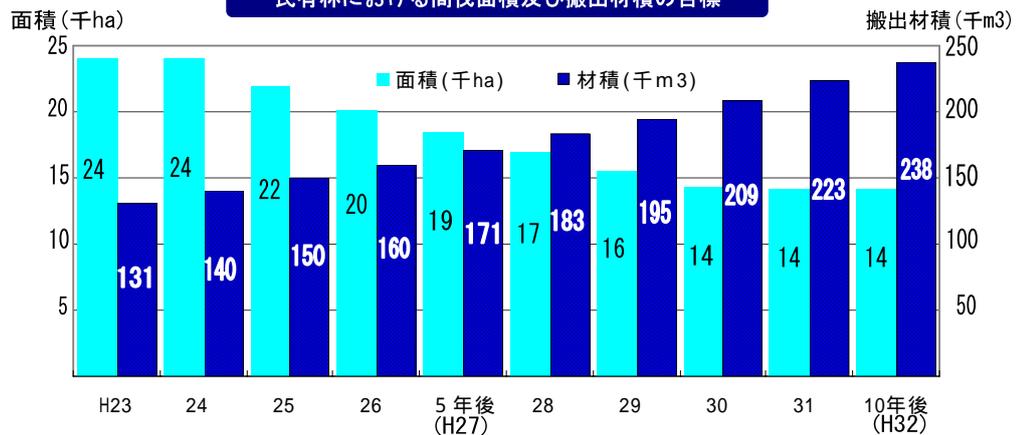
信州の森林づくり事業等の実施（通期）

- ・ 森林の多面的機能を高度に発揮させるための計画的な間伐を実施
- ・ 人工林の高齢級化等により間伐面積は漸減傾向となるものの、木材生産の高度化をめざす森林を中心に間伐材の搬出量を増大

保安林等における森林整備事業の実施（通期）

- ・ 保安林及び県営林等における間伐等を実施し、針広混交林化を推進

民有林における間伐面積及び搬出材積の目標



公益的機能の高度発揮をめざす森林では、未然に災害を防止し、県民生活の安全・安心を確保するため、災害に強い森林づくりに向けた治山事業や森林整備等を実施します。

治山事業及び森林病虫害防除対策等の推進（通期）

- ・ 長野県北部の地震の復興対策を早期に実施
- ・ 迅速な災害対応とともに防災機能の強化のための森林整備を推進
- ・ 災害時に必要となる木材の備蓄等に必要な体制を構築
- ・ 森林病虫害による被害拡大防止のための調査・研究・防除等を実施

災害の危険性の高い森林の保全等（通期）

- ・ 平成23年度に防災上特に危険な森林の広域的抽出方法を確立
- ・ 平成25年度までに整備が必要な森林を把握
- ・ 平成26年度から要整備森林の優先度に沿って治山事業を導入

治山事業により新たに保全される集落数



(注) 1 H22時点で約1,700集落の上流部について治山事業が概成している（施設整備、森林整備の区分はしていない）。

2 「主体」とは、保全すべき集落に対し、施設整備又は森林整備のいずれかを「主体的に」実施する意味で用いている。

目標 2

木を活かした力強い産業づくり

～ 木材需給の一体的な体制づくりによる林業・木材産業の再生 ～

実行計画

林業経営団地の設定及び林内路網整備等の推進

「林業経営団地」の設定を推進し、路網整備や施業効率化のための高性能林業機械の導入等を集中的に実施します。

林業経営団地をはじめとする集約化の推進（通期）

- ・平成32年度に13万2千haの団地設定を目指し、地域指導等を拡充
- ・国有林と連携した共同施業団地の設定を促進

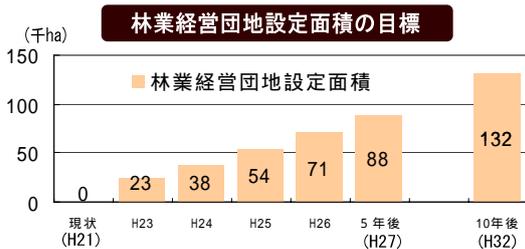
林内路網の整備の推進（通期）

- ・林業経営団地等における路網整備を計画的に推進
- ・平成23年度に、地域の地形や気象条件等に適合し、木材搬出の低コスト化等をめざした路網整備に関する指針を策定
- ・平成25年度までに作業道作設オペレーターを育成

高性能林業機械の活用等の推進（通期）

- ・効率的な素材生産に向けた高性能林業機械の稼働率の向上を支援
- ・本県の林業経営の規模等に適合した林業機械の開発を促進

(注)林業経営団地とは、森林経営計画を樹立した区域において、積極的に木材生産を行うために、高密度路網の整備や高性能林業機械の導入等を推進する団地をいう。



実行計画

担い手対策の推進

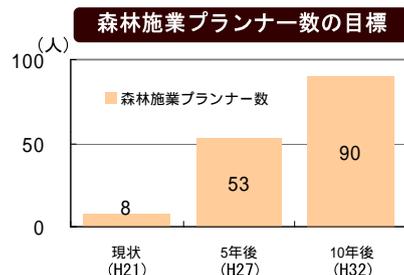
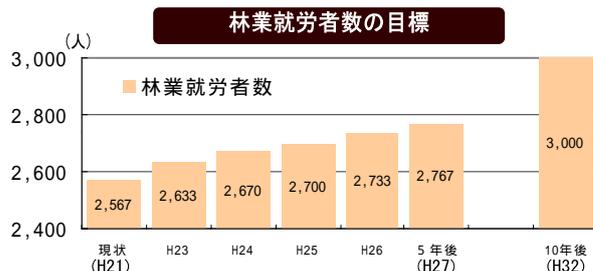
持続可能な林業生産活動をめざし、林業労働力の確保・拡充を推進します。

林業労働力の確保に関する計画等の策定

- ・平成23年度に林業労働力の確保に向けた雇用の改善・事業の合理化等の基本的な方向性を示す「林業労働力確保促進基本計画」を策定
- ・平成23年度に「森林組合指導方針」を策定

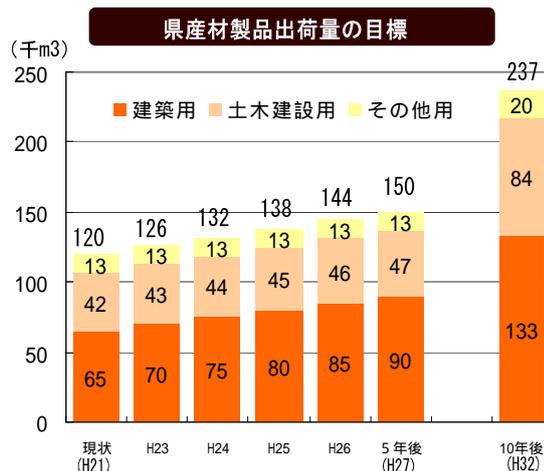
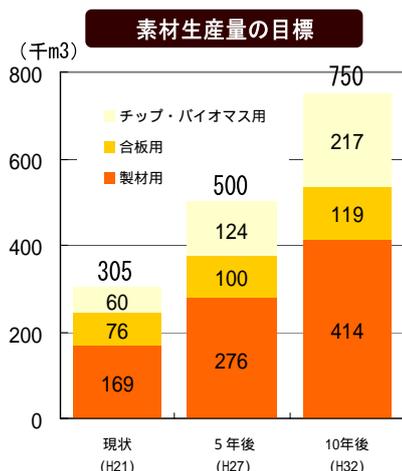
森林施業プランナー・林業事業者等の養成（通期）

- ・森林施業プランナーの養成のための段階的・体系的な研修カリキュラムによる研修会等を開催するとともに、架線技術者や素材生産・製材・木材加工等に携わる技術者の確保に向けた取組を強化



品質・性能の確かな県産材製品を安定的に供給していくための生産及び加工流通体制整備等を促進します。

- 需要者に県産材を適時適量供給するための体制の確立（通期）
 - ・平成23年度に6件の間伐材需給に関する協定の締結を支援し、平成24年度以降も継続的に実施
- 県産材の加工流通体制整備に向けた取組の促進（平成23年度）
 - ・民間企業等の活力を利用した水平的な連携体制等に関する構想を策定
- 県産材製品の品質の向上（通期）
 - ・信州木材認証製品センターによる県産材製品の品質・規格、等に関する消費者向けの情報提供を支援
 - ・木材の人工乾燥技術等に関する試験研究の成果を民間等へ普及
- 木質バイオマス利用の促進に向けた低質材の安定供給（通期）
 - ・製紙や木質ボード等への利用促進に向けた間伐材等の全木利用による低質材の安定供給体制を構築
 - ・木質バイオマスエネルギーへの低質材利用体制を構築



木造住宅や公共建築物等への県産材利用を基本とし、土木用材、家具、木質バイオマス等の様々な用途への利活用を推進します。

- 建築物等への県産材利用の促進（通期）
 - ・県産材を使用した住宅の建設を建設部と連携して支援
 - ・公共建築物や公共土木工事において可能な限り県産材を利用
- 県産材の普及啓発及び人材育成等の促進（通期）
 - ・県産材の大消費地への販路拡大を目的としたネットワークを構築
 - ・県産材製品を普及するため、工務店・設計士等を対象とした「信州木の家マイスター講座」等を通じ、県産材に精通した人材を育成
- 木質バイオマスの利用促進（通期）
 - ・木質ペレットや薪を使用した家庭用ストーブの普及による身近な地球温暖化防止の取組を促進
 - ・農業用施設における木質バイオマスボイラーの導入を支援

実行計画

地域主体の森林経営・森林資源の活用・交流促進

地域主体の森林経営をめざした管理体制の明確化等を進めるとともに、小さくともキラリと光る資源の活用に向け、特用林産物や薪等の生産、森林と観光・医療・教育・環境分野等の他産業との連携、森林所有者と企業等との交流を促進します。

地域主体の森林経営に向けた管理体制の構築（通期）

- ・管理主体の明確化に向けた森林所有者等への普及指導の実施
- ・森林所有者による管理が困難な森林を対象に、森林施業プランナー等を活用した、森林組合やNPO法人等への管理委託のあっせんを支援

地域を支える人材の育成（通期）

- ・地域のリーダーとなる林業士の育成をめざし、森林・林業セミナー及び林業士養成セミナーを開催
- ・経験の浅い森林所有者等の技術習得のサポートを行うため、地域林業の指導的役割を担う林業士を活用した林業入門講座を開催

特用林産物の生産の振興

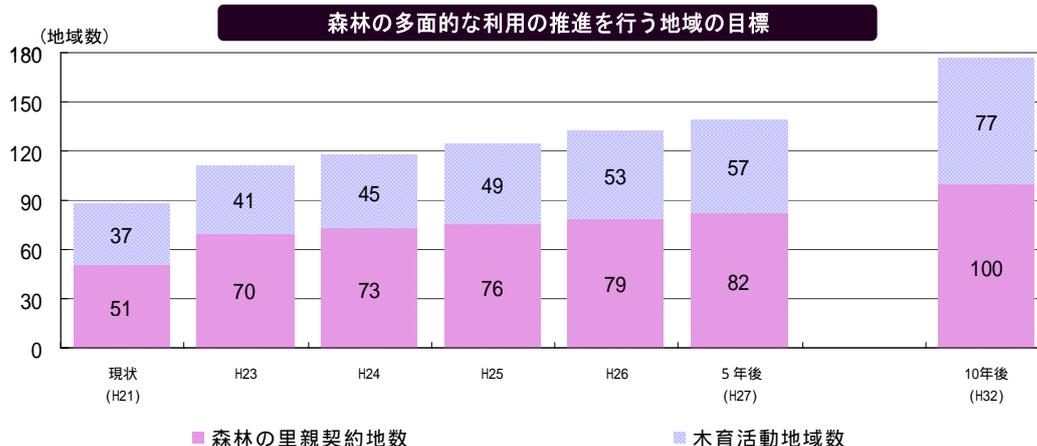
- ・平成23年度に特用林産物の多様な品目に応じたきめ細かな栽培方法等を取りまとめた指標を作成
- ・森林整備(間伐)を実施した里山を活用した地域の協働による特用林産物の生産を指導・普及（通期）
- ・特用林産物の販路開拓・販売促進のための指導等を実施（通期）
- ・里山の利活用方法の一つとして、身近な森林バイオマスである「薪」や「炭」の生産の普及啓発・技術指導等を実施（通期）

森林と他産業との連携の促進（通期）

- ・森林セラピー基地の所在する市町村等による連絡会議を開催し、観光・医療分野との連携を促進
- ・大人から子どもまで幅広い層を対象とした「木育活動」を推進し、教育・環境分野との連携を促進

森林所有者と企業等との連携の促進（通期）

- ・新たな「森林の里親契約」の確保に向けた説明会等を開催
- ・NPO法人やボランティア等が行う森林整備活動への指導等を実施



地域の農林業に著しい影響を及ぼしている野生鳥獣による被害を防止し、野生鳥獣に負けない集落づくりを進めます。

野生鳥獣に負けない集落づくりの推進（通期）

- ・各地域に設置した野生鳥獣被害対策チームが市町村等と連携して、地域の実情に応じた集落ぐるみでの防除・捕獲等の被害対策を推進
- 捕獲者¹の確保・育成の推進（通期）

- ・狩猟者²の社会的地位の向上を図る普及啓発活動を実施
- ・新規銃猟者の確保に向け、市町村等と連携して銃砲所持取得を支援
- ・わな猟による捕獲者の確保に向け、狩猟免許説明会を開催
- ・捕獲者の必要経費を市町村等と連携して支援
- ・捕獲技術の向上に向けた研修会の開催、熟練捕獲者による新規捕獲者への技術伝承を促進
- ・広域で活動する捕獲者の確保・育成を促進

ニホンジカの捕獲対策の推進（通期）

- ・わなを用いた追い込み猟等の効率的な捕獲技術を普及
- ・集落ぐるみでの捕獲を促進
- ・他県を含む関係市町村や、国立公園（環境省）又は国有林（林野庁）との連携による広域捕獲を促進

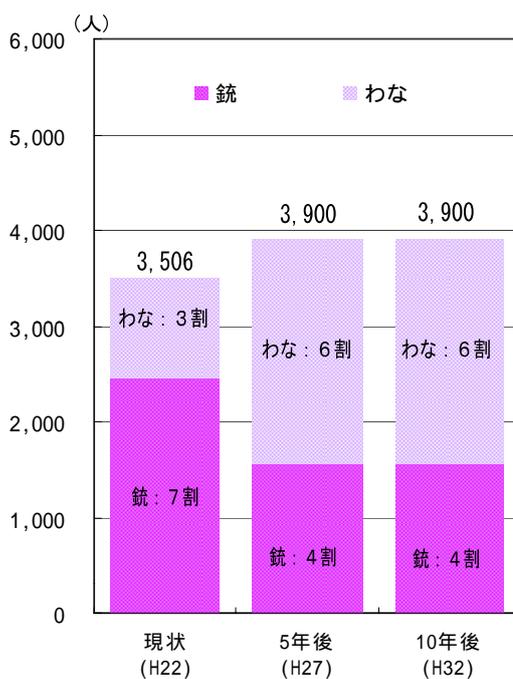
ジビエ振興対策の推進（通期）

- ・民間との協働により、地域資源としての獣肉の有効活用を促進

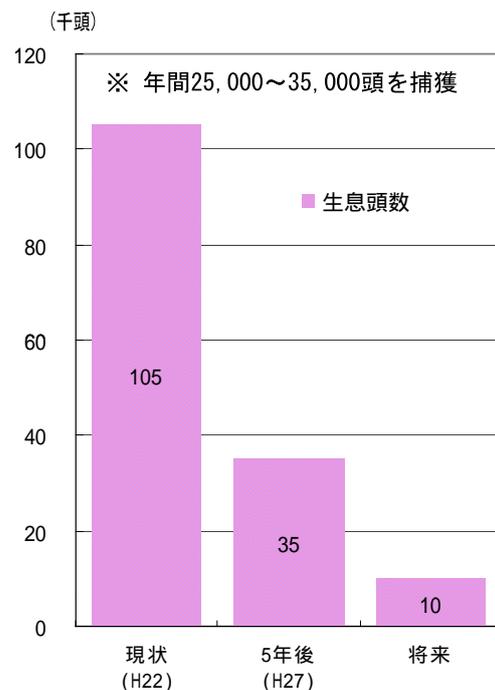
（注）1 捕獲者とは、鳥獣の計画的な保護管理に資する個体数調整（有害鳥獣の捕獲を含む）に従事する者をいう。

2 狩猟者とは、狩猟を行う者のほか、個体数調整（有害鳥獣の捕獲を含む。）に従事する者をいう。

捕獲者の確保の目標



ニホンジカの生息頭数の目標



（注）生息頭数は、「第3期特定鳥獣保護管理計画」において推定した数値をいう。

長野県森林づくりアクションプラン 数値目標一覧

このアクションプランでは、今後10年間で特に重点的に取り組む施策等に関して、具体的な内容と目標を掲載しており、次の一覧表に整理し、今後の進捗管理に活用します。

なお、実行計画～までに掲げた目標値の再掲だけでなく、それらの内訳及び関連する施策等の指標値についても5年後及び10年後の目標値を記載しました。

基本方針	目標項目	区分	数値目標			単位	備考
			現状 (基準年)	5年後 (H27)	10年後 (H32)		
守 み ん 森 の づ 暮 く ら し を	民有林の間伐面積		22,196	108,700	184,000	ha	累積
	民有林の間伐材搬出量		143	171	238	千m ³	
	治山事業により 保全される集落数	施設整備主体	0	200	400	集落	累積
		森林整備主体	0	122	300		累積
	森林管理による地域防災体制構築に取り組む団体数		20	45	70	団体	
木 を 活 か し た 力 強 い 産 業 づ く り	用途別素材生産量	計	305	500	750	千m ³	
		製材用(県内)	128	235	373		
		製材用(県外)	41	41	41		
		合板用	76	100	119		
		チップ・バイオマス用	60	124	217		
	林内路網の延長	路網延長	12,829	13,882	14,429	km	累積
		林道	4,873	4,939	4,973		累積
		作業道	1,997	2,985	3,497		累積
	林業経営団地の面積		0	87,650	132,000	ha	累積
	林業就労者数	林業就労者数	2,567	2,767	3,000	人	
		林業作業士	0	200	400		
		作業道オペレータ	0	100	100		
	森林施業プランナー数		8	53	90	人	
	高性能林業機械の稼働台数		169	285	390	台	
	県産材の製材品出荷量	計	120	150	237	千m ³	
		建築向け (乾燥材)	(37)	(70)	(106)		
		土木建設向け	42	47	84		
		その他向け	13	13	20		
	公共事業における 木材使用量	公共施設	10,265	20,000	20,000	m ³	
		公共土木工事	9,756	15,000	20,000		
	信州木材認証製品等出荷量		9	20	50	千m ³	JAS材含
	木質バイオマス生産量 (素材換算)	計	17	32	109	千m ³	
		木質ペレット用	6	8	10		
販売薪用		4	8	10			
発電用		0	5	75			
	その他用	7	11	14			
な 森 地 域 を づ く り の 豊 か	森林(もり)の里親契約の締結数(累積)		H22: 51	82	100	件	
	木育推進事業の実施市町村数(累積)		H22: 37	57	77	市町村	
	二ホンジカの生息頭数		H22: 105,000	35,000	将来 10,000	頭	
	捕獲者の育成・確保数		H22: 3,506	3,900	3,900	人	
	支援する被害集落数		919	1,300	1,300	集落	